

令和5年度第2回船橋警察署協議会

- 1 開催日
令和5年11月16日（木曜日）
- 2 開催場所
船橋警察署
- 3 出席者
(1) 協議会側 11人
(2) 警察署側 署長以下15人
- 4 業務報告
(1) 遺失物拾得物取扱状況について
(2) 特殊詐欺事件検挙事例の紹介について
(3) 船橋警察署管内における交通事故発生状況及び交通事故防止に向けた取組について
- 5 警察署からの諮問事項
【諮問】
駐車監視員活動ガイドラインについて
【答申】
なし
- 6 委員からの意見・要望等
(1) 【要望】 自転車の青切符について
現在、自転車の悪質な違反に対して赤切符が交付されているが、今後導入される青切符の対象となる自転車の違反等について知りたい。
【回答】 自転車の交通違反に対する青切符導入について報道はされていますが、県警本部には具体的な指示が下りてきていません。「導入を検討している」段階までしか把握できていないことから、具体的な説明ができかねてしまう現状となります。
県警本部から具体的な指示がありましたら、導入される制度に基づいて適正に指導、取締りを実施していきます。
(2) 【要望】 交番勤務に対する要望
交番で警察官や交番相談員が住民に声掛けしている姿や、高齢者とふれあっている姿を見ると安心するので、なるべく交番にいてほしい。
【回答】 交番勤務員が街頭活動をすることも重要であり、職務質問、交通取締り、パトロールに従事することにより住民の方に安心を与られますので、引き続き街頭活動も積極的に進めながら、交番が不在とならないように交番相談員の勤務ローテーションを考えるなどして、皆様の安心に伝えていきたいと考えています。
(3) 【質問】 自転車で違反した際の身分確認等について、どのように確認を行うのか
【回答】 現在、自転車の交通違反は赤切符で処理していますが、違反者が運転免許証を所持している場合は顔写真が付いていることから本人確認が可能です。運転免許証を所持していない方に対しては、マイナンバーカードや健

康保険証などの一般的に身分証として提示されるもので確認をしています。

違反者が乗車していた自転車は、防犯登録や自転車本体に刻印がされている車体番号などで確認を行い、切符に記載しています。

今後、自転車違反に対して青切符が導入された際も、同様に身分確認を行い取締りを実施することになると考えられます。

(4) 【質問】 空き家対策をどのように実施しているのか

最近、空き家を利用した犯罪が増加しており、今後空き家が増加すると考えられていることから対策が必要なのではないかと。

【回答】 空き家対策を前面に出した警察業務は実施していませんが、巡回連絡等を通じて空き家の把握を行い、空き家が関係する犯罪情報等があれば警察が対応します。

(5) 【質問】 自転車が歩道を走行する際は、歩道内のどこを走行すれば良いのか。また車道を走行する車椅子を目撃したことがあるが、車椅子は車道と歩道のどちらを走行すれば良いのか

【回答】 原則的に自転車は車の仲間であることから車道の左側に沿って通行する決まりがあります。自転車が歩道を通行できる場合は、「歩道通行可」の規制がある歩道や、小さな子供が自転車で走行するときです。

歩道内に「自転車通行帯」があれば、自転車は「自転車通行帯」を走行することになります。歩道内に自転車の通行区分がない場合は「歩道の中央から車道寄り」、つまり「歩道の中でも道路寄り」を走行してください。

自転車は「車の仲間」であり、「歩行者の仲間」ではないので、歩行者保護の意識を持ち、歩道内を自転車で走行するときは、歩行者の妨げにならないように徐行しなくてはなりません。

車椅子は「歩行者の仲間」であることから、原則的に歩道内を通行してください。

(7) 【質問】 警察官にテーザー銃を所持させる話はないのか。

現場の警察官が、被害に遭わないためにもテーザー銃について、警察で何か話などは出ていないのか教えてほしい。

【回答】 テーザー銃の有効性は承知していますが、都道府県警察には導入や検討についての話が下りてきていません。国においてどうなっているのか具体的に不明であることから、現時点で警察はテーザー銃について承知していません。

(8) 【質問】 船橋警察署は拾得物が非常に多いと説明を受けたが、どのような拾得物が多いのか教えてほしい。

【回答】 千葉県警で一番多い拾得物はキャッシュカード類、続いてタオル、ハンカチなどの生活用品類、3番目に多いのは会員証類です。船橋警察署では財布の拾得も相当数あります。

(9) 【意見】 警察署協議会委員のような一般市民の方からの意見をボトムアップする体制をとっていくことにより、警察署協議会が生きていくと思う。

国から情報が下りてくるのを待つだけではなく、「下から意見を上げてい

き、上を動かしていく」といった考えの方が良い。

【回答】意見等については、検討して本部に報告をしていきます。

7 答申等に対する措置結果

なし

8 その他

無し